


令和6年5月2日

学校法人古屋学園

理事長 古屋貞良 殿

監事 矢野 久 

監事 大竹幸二 

## 令和5年度 学校法人古屋学園 決算監査報告

私立学校法第37条第3項及び学校法人古屋学園寄附行為第14条の規定に基づき決算監査を行いましたので、次のとおりご報告いたします。

# 監 査 報 告

## 1. 監査の対象

令和5年度 学校法人古屋学園 山梨秀峰調理師専門学校 の業務内容  
報告及び収入・支出の決算並びに財産の状況

## 2. 監査の日時及び場所

令和6年4月19日（金）、午後1時30分より  
山梨秀峰調理師専門学校 理事長室

## 3. 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4. 監査の方法

監査に付された決算資料（事業報告、財務報告）に関して、理事長及  
び事務長から説明を受け、関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等について  
監査を行いました。

## 5. 監査の結果

### (1) 総評

関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等が適正であることが認められ、  
事業報告についても活動の内容が十分に把握できるものでした。

令和5年度卒業生の進路状況については、求職者数49名に対して  
就職者数47名と、100%近い就職率となっており、調理師業界に  
おける貴学園の信頼の高さが窺われました。

### (2) 会計

計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借  
対照表は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示  
していました。業務及び財産に関する不正の行為、並びに法令及び寄  
附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

元帳、請求書、領収書等は、見やすくよく整備されておりました。  
また、理事長・事務長による内容のチェックも十分に行われており、  
管理状況が極めて良好でした。

以 上